

秋田県立能代高等学校東京同窓会

ホームページ管理規程

第1条（趣旨）

この規程は、秋田県立能代高等学校東京同窓会（以下「本会」という。）が、本ホームページの管理・運営するに際し、そのガイドラインを定めることを趣旨とする。

第2条（目的）

- この規程の目的は、本ホームページを利用するに際して、次の各号のとおりとする
- (1) 同窓会と同窓会員間、及び同窓会員相互間における情報提供を適正化すること
 - (2) ホームページの運用責任を明確化することにより、同窓会活動情報を積極的に掲載し、同窓会員への情報提供を円滑化するとともに、会員相互の交流を深め同窓会活動の発展に寄与すること

第3条（運用組織）

本ホームページの管理運用に関しては「ホームページ運営チーム」が担当し、必要に応じ運営委員会への報告 及び協議を行うこととする。なお、本ホームページ運営責任者は、同窓会会長とする。

第4条（掲載情報 個人情報保護）

本ホームページに情報を掲載する際には個人情報保護に十分に配慮することとし、別途定める個人情報保護方針を遵守しなければならない。

第5条（違法・有害な情報への対応）

1. 何人も、次の各号に該当する違法・有害な情報は、本ホームページに掲載することはできない。
 - (1) 法令及び公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあるもの
 - (2) 営利または商業宣伝を目的とするもの（ホームページ運営チームが承認したものを除く。）
 - (3) 宗教の布教、政党への勧誘など宗教行為や政治行為に関するもの
 - (4) 他の団体または第三者の知的財産権（著作権など）、財産、プライバシー権・肖像権を侵害するもの
 - (5) 名誉毀損や差別に該当するもの
 - (6) 内容が虚偽であるもの
 - (7) 同窓会会員の不利益になるような内容
 - (8) その他、ホームページ運営委員会において不適当であると認めたもの
2. 前項各号に該当する事実が判明した場合 には、ホームページ運営チームの決議により、当該違法・有害情報を削除することができるものとする。

第6条（著作権への配慮）

1. 本ホームページに、文章、写真、音楽及びソフトウェアなどの著作物を掲載する場合には、事前に著作権者の許諾を得た上で行うものとする。
2. 文書や写真、音楽及びソフトウェアなどの著作物を複製、転載、改変する場合も前項に準ずる。

3. 次の各号に該当する場合は著作権侵害に当たるので、取り扱いについて特に注意すること。

- (1) 他人のホームページや電子掲示板に掲載されている文章や写真等を無断で同窓会のホームページや電子掲示板に転載すること
- (2) 書籍、雑誌、新聞などの記事や写真を無断で転載すること
- (3) テレビやビデオから取り込んだ画像やデータを無断で掲載すること
- (4) 芸能人や著名人の写真、キャラクターの画像データを無断で掲載すること
- (5) 他人が作成したソフトウェアやそれを改変したプログラムを無断で掲載
- (6) 音楽や歌詞又はCD等から取り込んだデータを無断で掲載すること

第7条（リンクの取り扱い）

本ホームページの外部からのリンクは、次の各号の基準を充足する場合に認める。

(1) 運営主体

リンクができるホームページの運営主体は、会員及び会員が運営する団体その他、ホームページ運営チームが適切と認めた個人及び団体とする。

(2) 登録等の申請

リンクの登録または変更、削除を希望する個人及び団体は、以下の内容を明記し、申請する。

イ. 申請者の住所、氏名（法人の場合は社名および代表者名）

ロ. ホームページの名称およびアドレス（URL）

ハ. ホームページの目的および内容

ニ. 管理責任者および担当者の連絡先

(3) 申請の審査

前項の申請に伴う審査及び登録の可否は、ホームページ運営チームが行うこととし、同チームは、申請許可後においても、定期的にリンク先変更やサイト廃止によるリンク切れなどのチェックを行うものとする。

(4) 登録の抹消

ホームページ運営チームは登録した後において、次のいずれかに該当すると認められた場合には、当該登録申請者に通知することなく、リンク情報を削除することができる。

イ. 本運営基準に違反する事項が判明したとき

ロ. 申請したホームページが廃止されたとき

ハ. その他、ホームページ運営チームが不適切と判断したとき

第8条（その他）

- 1. 本会は、本ホームページを介して発生したトラブル（事件、事故、紛争等）についての責任は一切負わないものとする。本ホームページは、不定期の更新、予告なしの一時中止することがある。
- 2. この規程に疑義が生じた場合にはホームページ運営チームにおいて検討し運営委員会において決定する。

（付則）この規程は2025年10月4日から施行する。